

意見広告 (シリーズ9-1)

朝日新聞意見広告シリーズ(2013) 4/20 5/3 5/18 6/23 7/11 7/15 8/3

国会議員主権国家から、国民主権国家へ

- Ⅰ 「合理的期間」の法理
Ⅱ 「主権者の多数決論」
Ⅲ ある地域(都道府県)の選挙人との間の投票価値の平等性、各選挙区無し
Ⅳ 92%(個人、世帯調査の有効回答者)
Ⅴ 立憲責任論
Ⅵ 6個の人口比例選挙判決
Ⅶ 過去50余年間、選挙無効訴訟が繰り返されている理由
Ⅷ 最高裁判は、「最大多数の利益」を無視していない
Ⅷ 裁判官判例法
Ⅹ 国家賠償法

Ⅰ 「合理的期間」の法理

1 (1) 「合理的期間」の法理とは、

- (1) 裁判所が「選挙は、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態」(「違憲状態」)に認定した場合でも、(2) 国会は、当該選挙区割りや合憲とする見直しのための「合理的期間」を有するとし、(3) 「合理的期間」の末日が、投票日に、経過済であれば、当該選挙は、有効とし、(4) 「合理的期間」の末日が、投票日に、経過済であれば、当該選挙は、違憲とする

法理である。

(2) 憲法98条1項は、「(憲法)の条規に反する... 国務に関するその他の行為... は、その効力を有しない(「無効」である)」と明言している。

従って、「(憲法)の条規に反する... 国務に関するその他の行為」は、憲法98条1項により、必ず「無効」となる。

換言すれば、憲法98条1項によれば、「(憲法)の条規に反する... 国務に関するその他の行為」は、「有効」となる余地が無い。

(3) 「合理的期間」の法理は、憲法98条1項の明文に反して、

【合理的期間の末日が、投票日の時点で経過済であれば、「(憲法)の条規に反する... 国務に関するその他の行為」は、必ず「無効」となる。】

法)の条規に反する... 国務に関するその他の行為(但し、「憲法」の投票価値の平等の要求に反する状態)の選挙を含む。)を「有効」とする点で、

【憲法の最高法規性(憲法98条1項)を否定し、「合理的期間」の法理を「憲法に適合する」「最高法規性」とする。】

【憲法98条1項の「合理的期間」の法理は、憲法に適合する。】

【憲法98条1項の「合理的期間」の法理は、憲法に適合する。】



(4) ア 更に言えば、「合理的期間」の法理によれば、当該選挙が「違憲状態」であっても、(即ち、当該選挙が憲法98条1項の明文に反して、「その効力を有しない」として)「合理的期間」の末日が、投票日の時点で経過済であれば、その「違憲状態」選挙は「有効」である。従って、「合理的期間」の法理は、憲法98条1項の明文に反して、「合理的期間」の末日が、投票日に、経過済であれば、当該選挙は、有効とする。】

イ かかる「違憲状態」国会議員は、憲法98条1項の明文により、「無効」とされるべき選挙で当選した人であるので、国会が「正当に選挙された国会に在る代表者」(憲法98条1項)であるわけがない。【憲法98条1項の国会議員は、「立法等」に関する資格の無い人である。】

ウ 以上のとおり、「合理的期間」の法理は、「違憲状態」国会議員(立法等に関する資格の無い人)の任期満了日又は解散時迄の立法行為等を「有効」とする点で、憲法98条1項の「合理的期間」の法理に反する。【憲法98条1項の「合理的期間」の法理は、憲法に適合する。】

よく考えれば、「当たり前のこと」である。しかし、日本の金法律家(全裁判官、全弁護士、全検察官、全法学者)が、この重大論点を、過去37年間、気が付かなかった。

2(1) そもそも、【最高裁判は、「憲法」の投票価値の平等の要求に反する状態」に判断済みの選挙(「違憲状態」選挙)で当選した人】は、憲法98条1項の明文に定められており、立法等を行う資格のない、無資格者である。

かかる「違憲状態」国会議員が、

(1) 立法裁量権を有する訳がない、いや、

(2) 立法裁量権のための「合理的期間」(例え、その期間が1秒の瞬時であっても)を有する訳がない。

(2) 更に言えば、現在の国会は、平成23年最高裁判法廷判決及び平成24年最高裁判法廷判決で、「違憲状態」に判断済みの選挙と概ね等価の「違憲状態」選挙で選出された【立法等を行う資格の無い人】を含むので、そもそも、憲法上、立法する資格を欠いている。

かかる「違憲状態」国会議員が、【立法する資格のある国会を前提とする。立法裁量権を、それが合法的に行われる限り、否か否かを問わず、そもそも有する訳がない。】

3 本件選挙無効裁判は、裁判官は、①「憲法の守護神」となるか、②「憲法の破壊者」となるか、の二つに一つである

(1) 裁判官は、憲法と法律に従って、判決を言渡す義務がある(憲法78条3項)。

(2) (ア) よって、裁判官は、憲法99条により、選挙(「国務」に関するそ

の他の行為)が憲法に反すると判断した場合は、憲法98条1項の明文に従って、当該選挙を「その効力を有しない(「無効」)と判決する義務がある。

(イ) 比喩として言えば、【憲法99条(裁判官の憲法守護神)を履行する裁判官】は、「憲法の守護神」である。

(ウ) 更に、比喩として言えば、【(1) 憲法99条を履行せず、(2) 「合理的期間」の法理又は「違憲状態」に判断済みの選挙を、憲法98条1項の明文に反して、「無効」としない】判決を言渡す裁判官は、「憲法の破壊者」(「憲法の最高法規性(憲法98条1項)の否定」という「憲法の破壊者」の「憲法」を行う人=違法行為)である。

4 全47選挙区選挙につき、「違憲無効」の最高裁判が言渡された場合の議論

(1) 本年7月施行の参院選挙区選挙では、全47選挙区全てが提訴された。全47選挙区選挙無効最高裁判は、全て上告され、最高裁判が判決を言渡すと推察される。

最高裁は、全47個の参院選挙区選挙の全てについて、「合憲」「違憲状態」「違憲違法」「違憲無効」の4種類の判決の一つを一律に言渡すと解される。ただし、最高裁は、選挙無効訴訟を審理院と解しているからである。

最高裁が平成25年7月施行参院選挙区選挙について、違憲無効判決を言渡した場合、全47個の選挙区選挙が、全て無効となるのである。

【一方で、一部の選挙区のみが「選挙無効」になり、他方で、残余の選挙区選挙は「有効」となり、結果として、選挙無効となった選挙区の有権者のみが国会に国会議員を送り込めないため、立法に於いて不利益を蒙るという不都合が、一切生じない。

ところで、昭和90年最高裁判法廷判決は、(当該不都合が生じること理由とする)「事情判決の法

理」を適用し、選挙を違憲と認定しながら、同選挙を「無効」としない。【憲法98条1項の明文に従って、当該選挙を「その効力を有しない(「無効」)と判決する義務がある。】

仮に、結論として、「事情判決の法理」が「合憲」としても、本年7月施行の参院選挙区選挙については、全47個の選挙区について提訴されているので、「事情判決の法理」を適用しても、事情判決(=違憲違法)を言渡すことは、不可能である。

(2) 本年7月の全47参院選挙区選挙78人について、「違憲無効」の最高裁判が言渡された場合、現行法下では、「不都合が発生しないこと」を、以下のとおり、具体的に議論する。

ア 最高裁の「違憲無効」判決で、本年7月参院選挙区選出議員73人が失格した場合は、参院は、96人の比例代表議員と、残余の73人の選挙区選出議員の合計169人により構成される。

イA (169人で構成される)参院は、定数数(111人)を超えて、多党制で、下記第1~第2の方法のいずれか一つを選択する決議を、有効に行い得る。

※定数数 両院の定数数(111)は、正しく、当該時点での各議員の議員資格を有する全議員数の1/3を意味する。しかしながら、本稿では、議論のため、衆議院の定数数を480人(=300人+180人)の1/3(160人)、又は475人(=295人+180人)の1/3(159人)とし、参院の定数数を242人(=146人+96人)の1/3(81人)として、議論を進める。

第1の方法: 169人の参院議員が、選挙区の数(73)を特定して(例は、改選参院議員(73)の中から選挙区議員(73)のみに限定する)、第三者独立委員会を、最高裁判の示す「憲法の投票価値の平等の要求」の規範に基づき選挙区割り(案)を作成させ、参院は、同(案)を参考として、緊急憲法的改正立法を行い、直ちに、再選挙を行う。第2の方法: 「人口比例選挙」を全国一区域別代表制選

挙(参院)の手続を採用する」旨の緊急憲法的修正立法を行う。直ちに、再選挙を行う。

B 現行法下では、左記Aに示す通り、全47参院選挙区選挙78人について、「違憲無効」の最高裁判が言渡されても、

【残余の参院議員(169人)から成る国会が、最高裁の示す「憲法の投票価値の平等の要求」の規範に従って、改正立法を行い、②国会が、同改正立法に基づいて、再選挙を行うこと】は、容易に可能である。

さらに、上記再選挙は容易に実行可能であるので、裁判所は、

【本年7月の全47参院選挙区選挙を、「違憲」又は「違憲状態」と認定した場合は、憲法99条、76条3項に従って、憲法98条1項の明文どおり、【当該選挙は、無効である旨】判決する義務がある(憲法99条、76条3項)。

ウ 最高裁が本年7月の全47参院選挙区選挙(73人)を「違憲無効」と判決したと仮定して、残余の169人の参院選挙区選出議員は、「全国民を代表する選挙された議員」(憲法43条4項)であるから、

(1) (全47個の提訴済選挙区選挙の全有権者の利益も含めた)全国民を代表して、全国民の利益のために、かつ(2) 最高裁判の示す「憲法の投票価値の平等の要求」の規範に従って、選挙区割りの立法を行うよう義務付けられている(憲法99条)。

従って、最高裁が、本年7月の全47個の参院選挙区選挙(73人)について、「違憲無効」判決を言渡したとしても、「違憲無効」の最高裁判の対象たる「全47参院選挙区選挙の全有権者」(残余の169人の参院議員が、最高裁判の示す「憲法」の投票価値の平等の要求、(一)「憲法の投票価値の平等の要求」(二)「憲法の投票価値の平等の要求」)に基づき、立法することにより、不利益を蒙ることとはあり得ない。

Ⅱ 「主権者の多数決論」

1 「主権者の多数決論」は、下記のとおりである。

- ① 憲法は、主権者は、国民である、と定めている。
② 主権者とは、「国家権力を自らの意見で行使する人」を意味する。
③ 主権者がある複数(日本では、1億人超)である場合は、主権者の意見とは、「主権者の多数意見」である。
④ 国会議員が、国会議員の多数決で、両院の国政に関わる議事を可決・否決する(憲法56条2項)。
⑤ 国会議員は主権者ではないので、「国会議員の多数意見」は、必ず「主権者の多数意見」と等価でなければならない。
⑥ 国会議員の議決が、平成24年最高裁判法廷判決の「適切に民意を国政に反映する」とは、「国会議員の多数意見」が、「主権者の多数意見」と等価であること(憲法98条1項)を意味する。
⑦ したがって、国会議員が、非「人口比例選挙」で選挙されると、主権者の多数意見は、必ず国会議員の少数意見であり、主権者の少数意見が、必ず国会議員の多数意見となるからである。
⑧ 非「人口比例選挙」では、必ず「主権者の多数意見」が、国会議員の少数意見になるので、非「人口比例選挙」では、「適切に民意を国政に反映する」とは、不可能である。
⑨ 「適切に民意を国政に反映する」とは、「人口比例選挙以外」にあり得ない。

者)の少数意見が、必ず国会議員の多数意見となるからである。

⑧ 「適切に民意を国政に反映する」とは、「人口比例選挙以外」にあり得ない。

⑨ 「最大多数の最大幸福」は、小学生でも、知っている。
⑩ 「国民が、主権者」は、小学生でも、知っている。
⑪ 「国民の最大多数の国民の最大幸福」は、小学生でも、知っている。
⑫ 「国会議員の最大多数の国会議員の最大幸福」は、小学生も知らない、大人も聞いたことがない。要するに、「国会議員の最大多数の国会議員の最大幸福」は、国民が知らない。
⑬ 従って、「主権者の多数意見」が、国政の重要なこと(法律の制定、内閣総理大臣の指名等)を決めるべきである。
⑭ そのために、「国会議員の多数意見」が、国民の多数意見と等価でなければならない。
⑮ そのために、「人口比例選挙」が必須である。

換言すれば、

- ① 「最大多数の最大幸福」は、小学生でも、知っている。
② 「国民が、主権者」は、小学生でも、知っている。
③ 「国民の最大多数の国民の最大幸福」は、小学生でも、知っている。
④ 「国会議員の最大多数の国会議員の最大幸福」は、小学生も知らない、大人も聞いたことがない。要するに、「国会議員の最大多数の国会議員の最大幸福」は、国民が知らない。
⑤ 従って、「主権者の多数意見」が、国政の重要なこと(法律の制定、内閣総理大臣の指名等)を決めるべきである。
⑥ そのために、「国会議員の多数意見」が、国民の多数意見と等価でなければならない。
⑦ そのために、「人口比例選挙」が必須である。

2 「適切に民意を国政に反映する」とは、「人口比例選挙」によって決まること、は、稀ではない。

(1) 2012年1月の台湾総統選挙で、馬英九氏は、51.6% (6,891,139票) 得

票して、台湾総統に当選し、蔡英文氏は、45.6% (6,093,578票) 得票して落選した。

馬氏と蔡氏の得票率の差は、僅か0.0% (-61.8% -48.0%) しかない。

(2) 2012年5月のフランスの大統領選挙で、オランド氏は、51.6% (18,000,668票) 得票して、仏大統領に当選し、サルコジ氏は、48.4% (16,800,668票) 得票して、落選した。両者の得票率の差は、僅か3.2% (-61.8% -48.0%) しかない。

仏大統領選は、人口比例選挙(51.6% -48.0%) である。

(3) 2012年11月の米大統領選挙で、オバマ氏は、60.4% 得票して、米大統領に当選した。他方で、ロムニー氏は、48.1% 得票して、落選した。両者の得票率の差は、僅か2.3% (-60.4% -48.1%) しかない。

米大統領選は、人口比例選挙(60.4% -48.1%) である。

(4) 2012年12月の韓国大統領選挙で、朴槿恵氏が総有効投票数の51.0% (9,917,000票) を得票して、大統領に当選し、文在寅氏が48.0% (9,447,000票) を得票して、落選した。両者の得票率の差は、僅か3.0% (-51.0% -48.0%) しかない。

韓国大統領選は、人口比例選挙(51.0% -48.0%) である。

(5) 上記(1)~(4)の台湾総統選、仏国大統領選、米国大統領選、韓国大統領選の各結果が示すように、国民主権国家では、重要な国政問題につき、国民の意見が僅差で二分されることは、稀ではない。

そして、「人口比例選挙」を保障する「国民主権国家」では、国民(主権者)の多数は、選挙での僅差の多数決でも、当該選挙から次回選挙迄、国家権力を支配する。【しかし、非「人口比例選挙」では、「国民(主権者)の多数意見が、国家権力を支配すること、保障されない。】

非「人口比例選挙」は、以上のとおり、国民の最大多数の、国民の最大幸福と「国民主権国家」の仕組みを、破壊する。

3 憲法98条の閣内閣制の下でも、主権者(国民)は、「主権者(国民)が、国会議員を通じて間接的に、主権者の多数意見で、行政の長(内閣総理大臣)を選ぶ基本的権限」を保障されている。

(1) 「台湾総統選、仏、米、韓の各大統領選の例は、日本には参考にならない。なぜなら日本は、閣内閣制だから。総統制、大統領制と同様に論ぜられないからである。」との一見「モットらしい議論」があり得るであろう。

しかしながら、この議論は、誤っている。その理由は、下記ア~キのとおりである。

ア 「国民主権とは、

「主権者(国民)が、国民の多数意見(=選挙区割りに従って、国家権力(行政、立法、司法の三権)を支配すること」を意味する。

イ 国民主権国家は、

①「主権者たる国民が、直接投票によって、国民の多数意見で、「行政の長(大統領)を選ぶ」「大統領制」国家と、

②「主権者たる国民が、国会議員を通じて、間接的に、国民の多数意見で、「行政の長(内閣総理大臣)を選ぶ」「議院内閣制」国家の2つに大別される。

ウ 国民主権国家に於いては、直接的(大統領制)と間接的(議院内閣制)の差異はあるものの、大統領制も、議院内閣制も、ともに、主権者(国民)が、国民の多数意見で、「行政の長」を選ぶという点は、全く同一である。

エ 議院内閣制の下でも、主権者(国民)が、「間接的に(正當に)選挙された国会における代表者」を通じて示される「主権者(国民)の多数意見」で、「行政の長」を選出するためには、その選挙は、「人口比例選挙」であることが必須である。なぜなら、一方で、非「人口比例選挙」で選ばれた国会議員の多数意見は、主権者(国民)の多数意見と一致する保障が無く、他方で、「人口比例選挙」で選ばれた国会議員の多数意見は、主権者(国民)の多数意見と常に一致するからである。

オ 以上、(「主権者(国民)の多数意見が、「行政の長」を選出するという)国民主権国家の保障)を担保するためには、議院内閣制国家における国政選挙においても、大統領制と同様、「人口比例選挙の保障」(「一人一票」の保障)が必須である。

オ 台湾、仏国、米国、韓国では、一人一票の保障(「人口比例選挙」)の下で、国民の多数意見で、行政の長(総統、大統領)を選ぶ。

カ 日本の平成24年参院選挙区選挙は、どうであったか?

1票対0.4票(最大)の「住所差別選挙」(=非「人口比例選挙」)のため、全登録有権者の42% (437万8281人)が、全衆議小選挙区選出議員(300人)の51% (151人)を選び、全登録有権者の58% (607万7158人)が、その49% (149人)を選んだ(総務省発表平成24年12月16日現在有権者数:1.2億)。

そして、衆議院と参院とが異なる指名の決議を行った場合で、両院の協議会意見の一致がないときは、衆議院議員の投票の過半数により、行政の長(内閣総理大臣)が指名される(憲法67条)。

即ち、今の日本では、主権者(国民)は、主権者(国民)の多数意見で、行政の長を選べる保障がない。

日本の国民主権者が、国民(主権者)の多数意見で、行政の長を選べる保障がない理由は、唯一つ、日本の国政選挙が、非「人口比例選挙」だからである。

キ 小学生でも、【日本今の内閣総理大臣をどう選ぶかはオカシ、と分かる。】

一人一票実現国民会議

# 意見広告

(シリーズ9-2)

## 4 (1) 国家は、「究極の団体」である

団体の三要件は、  
 ① 団体の**構成員**が存在すること、  
 ② 団体の意思を**構成員の多数決**で決定する手続が存在すること、  
 ③ **決定された団体の意思**が、団体の**構成員を拘束**すること、  
 の三つである。

(2) 国家は、下記のとおり、上記団体の三要素を全て充足する。

**第1に、国家の構成員は、主権者(国民)である。**  
 よって、国家は、上記①の要件を充足する。

**第2に、国民は、正当な選挙によって、「国会における代表者」を選出する**  
 「国会における代表者」から成る国会が、「国会における代表者の多数決」で、立法を行い、  
 国会が、内閣総理大臣を指名し、内閣総理大臣が閣内閣を組織した内閣が、最高裁判所裁判官を任命する。  
 即ち、国家には、国家の意思を主権者の多数意見で決定する手続が存在する。  
 よって、国家は、上記②の要件を充足する。

**第3に、国民は、国家機関たる国会が決定した法律に従って義務を負う。**  
 よって、国家は、上記③の要件を充足する。

(3) 国家の構成員たる国民(主権者)は、法律の定めるところにより納税

の義務を負担させられる。  
 国家の構成員たる国民(主権者)は、裁判所が死刑判決を言渡した場合、その死刑判決に従うことを強制され、生命を剥奪される。  
 以上のとおり、団体(国家)が、その意思により、団体(国家)の構成員(国民)の財産、生命を強制的に奪うという点で、国家は、「**究極の団体**」である。

(4) 「**最大多数の最大幸福**」は、小学生でも知っている「当たり前のルール」である。  
 「**最大多数の最大幸福**」を、国家レベルで言えば、「**国民の最大多数の国民の最大幸福**」である。

そうであるが故に、「**国家の意思決定の柱の一つである立法は、構成員の多数意見に沿って行われること**」が、保障されなければならない。

(5)ア 国会議員という資格に限定して議論すれば、国会議員は、**団体(国家)の構成員(主権者)**ではない。よって、**国会議員(=非団体構成員)の多数決自体は、国家権力行使(=団体の意思決定の行使)の正当性を裏付けることはできない。**

イ 国会議員の多数決による立法が、**団体(国家)の意思決定として正当性を満たすには、「国会議員の多数決」が、「主権者の多数決」と等価であることが必須である。**

ウ そのためには、国政選挙は、「**国会議員の多数意見**」を「**国民の多数意見**」と等価にするための

「**交換ソフト**」であることが**必須**である。「**交換ソフト**」とは、**人口比例選挙**である。

(6)ア 「**国会議員の多数意見**」と「**国民の多数意見**」に「**違ひ**」があれば、(たとえ、その違ひが、僅かな遊びであっても)、**「国会議員の多数意見」を「国民の多数意見」と等価にするための「交換ソフト」**として機能しない。  
 即ち、多数決は、「多数決」か、**非「多数決」**から、「二者択一」のルールだからである。  
**更に言えば、「多数意見」が「少数意見」が僅差で二分されている場合は、僅かな「違ひ」でも、(可否同数という極限状況では、1票の「違ひ」でも、)その「違ひ」のために、「多数意見」が「少数意見」に自動的に**逆転**するからである。**

イ 極限状況では「多数決ルール」は、1票です。「多数意見と少数意見」に、「少数意見を多数意見とし、**真逆に逆転させる決定力**」を持っている。  
 極限状況では、1票の力は、正に、「**逆転**」である。  
 ウ 多数決ルールの国民主権国家では、「**多数派**」が、「**少数派**」に抗して、「**国家権力**」を、次回選挙までの長期間、支配し続ける。「**少数派**」は、「**多数派**」の「**国家権力**」行使に、次回選挙迄、支配され続ける。  
 即ち、「**多数決ルール**」は、俗言で言えば、「**多数派の「国家権力」の取り回しルール**」である。

「**多数派**」と「**少数派**」では、「**天國**」と「**地獄**」の差がある。

エ 極限状況に備えて、例えば、**憲法56条2項「…可否同数のときは、議長は議決することによる。」**は、「**可否同数の場合、議長の一票が議事の可否を決定するルール**」を明定している。  
 1票の差ですら、勝敗を分けるという「**多数決ルール**」の厳密さは、小学生でも、良く理解している。

オ 「**多数決**」とは、「**違ひは許さないルール**」である。

(7)ア 現在の衆院小選挙区選出議員と参院選挙区選出議員は、**「平成23年最高裁大法廷判決及び平成24年最高裁大法廷判決」**によって既に「**違憲状態**」に判決された「**選挙と異質な選挙区選出された「違憲状態」国会議員(=立法等に依る無資格者)**」であるので、立法裁量権を有しない。  
 イ かかる「**違憲状態**」国会議員を含む現時点(即ち、2020年10月19日)の「**違憲状態**」国会は、**そもそも立法権限を一切有しない。**  
 よって、かかる「**違憲状態**」国会が、「**人口比例選挙**」の投票価値の平等を合理的に創設して、**非「人口比例選挙」にするような立法裁量権を、有する筈がない。**

ウ 平成24年最高裁大法廷判決は、「**それゆゑ、国会が具体的に定めたところの裁量権の行使と**

して合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。」(強調引用者)

エ 同判示は、**2つの大欠陥**を有する。  
**第1の大欠陥**：同判示は、  
 「国会は選挙制度につき立法裁量権を有するで、立法裁量権の行使に**合理性**がある限り、「**人口比例選挙**」の投票価値の平等を調整できる」旨を説示する。

しかしながら、左記アに示すとおり、現時点の国会は、「**違憲状態**」国会議員を含む「**違憲状態**」国会ではないので、**「違憲状態」国会が、そもそも立法裁量権など、何から有していないことを立証した議論**をしていない。これは、**大欠陥**である。  
**第2の大欠陥**：同判示は、「**国会が具体的に定めたところの裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。**」と述べた。しかしながら、左記(6)で示したとおり、  
 「**国会議員の多数意見**」を「**国民の多数意見**」と等価にするための「**交換ソフト**」によっては、「**人口比例選挙**」の投票価値の平等の実現が「**事実上不可能ないし著しく困難である**」と認められる場合(強調引用者)〔平成27(2015)年10月16日最高裁大法廷判決(在外邦人選挙権遡及請求事件)〕に限り、**人口比例選挙の投票価値の平等からの乖離は、合理的なものとして、許容されるにすぎない。**

民の多数意見」に等価にするための「**交換ソフト**」は、**合理的な(?)「違ひ」**など、そもそも、有り得ない。「**国会議員の多数意見**」を「**国民の多数意見**」と等価にするための「**交換ソフト**」にとっては、「**違ひ**」は、**端から合理的である訳がないからである。**  
 同判示は、「**バリエーションの利害関係者たる違憲状態国会議員**」をして、  
 (1) **違憲状態国会が立法裁量権を有しており、**  
 (2) **違憲状態国会が合理的(?)な「違ひ」を生じ立法をなし得る**  
 と誤解させかねないリスクがある。これは、「**同判示の大欠陥**」である。  
 (8) 「**事実上不可能ないし著しく困難**」の基準  
 「**国会議員の多数意見**」を「**国民の多数意見**」と等価にするための「**交換ソフト**」によっては、「**人口比例選挙**」の投票価値の平等の実現が「**事実上不可能ないし著しく困難である**」と認められる場合(強調引用者)〔平成27(2015)年10月16日最高裁大法廷判決(在外邦人選挙権遡及請求事件)〕に限り、**人口比例選挙の投票価値の平等からの乖離は、合理的なものとして、許容されるにすぎない。**

## III ある地域(都道府県)の選挙人との間の投票価値の平等を、合憲性なし

1 平成23年最高裁大法廷判決(第1)；平成24年最高裁大法廷判決(第2)

(1) 平成23年最高裁大法廷判決(第1)は、

「この選挙制度(一人別枠制、引用者注)によって選出される議員は、いずれの地域(都道府県)から選出されたかを問わず、**全国民を代表して国会に臨む**する」と要請されているのであり、**相対的に人口の少ない地域に對する配慮**はそのような活動の中心を全体的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事項であって、**地域性に係る問題**のために、**殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人ととの間に投票価値の平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない**。」(強調引用者)

と判示する。  
 即ち、同判示は、

「**地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人ととの間に投票価値の平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない**。」  
 「**「一人別枠制」の問題であれ、(1)それ以外の商榷を要し、(2)それ以外の商榷を要し、(3)それ以外の商榷を要し、(4)それ以外の商榷を要し、(5)それ以外の商榷を要し、(6)それ以外の商榷を要し、(7)それ以外の商榷を要し、(8)それ以外の商榷を要し、(9)それ以外の商榷を要し、(10)それ以外の商榷を要し、(11)それ以外の商榷を要し、(12)それ以外の商榷を要し、(13)それ以外の商榷を要し、(14)それ以外の商榷を要し、(15)それ以外の商榷を要し、(16)それ以外の商榷を要し、(17)それ以外の商榷を要し、(18)それ以外の商榷を要し、(19)それ以外の商榷を要し、(20)それ以外の商榷を要し、(21)それ以外の商榷を要し、(22)それ以外の商榷を要し、(23)それ以外の商榷を要し、(24)それ以外の商榷を要し、(25)それ以外の商榷を要し、(26)それ以外の商榷を要し、(27)それ以外の商榷を要し、(28)それ以外の商榷を要し、(29)それ以外の商榷を要し、(30)それ以外の商榷を要し、(31)それ以外の商榷を要し、(32)それ以外の商榷を要し、(33)それ以外の商榷を要し、(34)それ以外の商榷を要し、(35)それ以外の商榷を要し、(36)それ以外の商榷を要し、(37)それ以外の商榷を要し、(38)それ以外の商榷を要し、(39)それ以外の商榷を要し、(40)それ以外の商榷を要し、(41)それ以外の商榷を要し、(42)それ以外の商榷を要し、(43)それ以外の商榷を要し、(44)それ以外の商榷を要し、(45)それ以外の商榷を要し、(46)それ以外の商榷を要し、(47)それ以外の商榷を要し、(48)それ以外の商榷を要し、(49)それ以外の商榷を要し、(50)それ以外の商榷を要し、(51)それ以外の商榷を要し、(52)それ以外の商榷を要し、(53)それ以外の商榷を要し、(54)それ以外の商榷を要し、(55)それ以外の商榷を要し、(56)それ以外の商榷を要し、(57)それ以外の商榷を要し、(58)それ以外の商榷を要し、(59)それ以外の商榷を要し、(60)それ以外の商榷を要し、(61)それ以外の商榷を要し、(62)それ以外の商榷を要し、(63)それ以外の商榷を要し、(64)それ以外の商榷を要し、(65)それ以外の商榷を要し、(66)それ以外の商榷を要し、(67)それ以外の商榷を要し、(68)それ以外の商榷を要し、(69)それ以外の商榷を要し、(70)それ以外の商榷を要し、(71)それ以外の商榷を要し、(72)それ以外の商榷を要し、(73)それ以外の商榷を要し、(74)それ以外の商榷を要し、(75)それ以外の商榷を要し、(76)それ以外の商榷を要し、(77)それ以外の商榷を要し、(78)それ以外の商榷を要し、(79)それ以外の商榷を要し、(80)それ以外の商榷を要し、(81)それ以外の商榷を要し、(82)それ以外の商榷を要し、(83)それ以外の商榷を要し、(84)それ以外の商榷を要し、(85)それ以外の商榷を要し、(86)それ以外の商榷を要し、(87)それ以外の商榷を要し、(88)それ以外の商榷を要し、(89)それ以外の商榷を要し、(90)それ以外の商榷を要し、(91)それ以外の商榷を要し、(92)それ以外の商榷を要し、(93)それ以外の商榷を要し、(94)それ以外の商榷を要し、(95)それ以外の商榷を要し、(96)それ以外の商榷を要し、(97)それ以外の商榷を要し、(98)それ以外の商榷を要し、(99)それ以外の商榷を要し、(100)それ以外の商榷を要し、(101)それ以外の商榷を要し、(102)それ以外の商榷を要し、(103)それ以外の商榷を要し、(104)それ以外の商榷を要し、(105)それ以外の商榷を要し、(106)それ以外の商榷を要し、(107)それ以外の商榷を要し、(108)それ以外の商榷を要し、(109)それ以外の商榷を要し、(110)それ以外の商榷を要し、(111)それ以外の商榷を要し、(112)それ以外の商榷を要し、(113)それ以外の商榷を要し、(114)それ以外の商榷を要し、(115)それ以外の商榷を要し、(116)それ以外の商榷を要し、(117)それ以外の商榷を要し、(118)それ以外の商榷を要し、(119)それ以外の商榷を要し、(120)それ以外の商榷を要し、(121)それ以外の商榷を要し、(122)それ以外の商榷を要し、(123)それ以外の商榷を要し、(124)それ以外の商榷を要し、(125)それ以外の商榷を要し、(126)それ以外の商榷を要し、(127)それ以外の商榷を要し、(128)それ以外の商榷を要し、(129)それ以外の商榷を要し、(130)それ以外の商榷を要し、(131)それ以外の商榷を要し、(132)それ以外の商榷を要し、(133)それ以外の商榷を要し、(134)それ以外の商榷を要し、(135)それ以外の商榷を要し、(136)それ以外の商榷を要し、(137)それ以外の商榷を要し、(138)それ以外の商榷を要し、(139)それ以外の商榷を要し、(140)それ以外の商榷を要し、(141)それ以外の商榷を要し、(142)それ以外の商榷を要し、(143)それ以外の商榷を要し、(144)それ以外の商榷を要し、(145)それ以外の商榷を要し、(146)それ以外の商榷を要し、(147)それ以外の商榷を要し、(148)それ以外の商榷を要し、(149)それ以外の商榷を要し、(150)それ以外の商榷を要し、(151)それ以外の商榷を要し、(152)それ以外の商榷を要し、(153)それ以外の商榷を要し、(154)それ以外の商榷を要し、(155)それ以外の商榷を要し、(156)それ以外の商榷を要し、(157)それ以外の商榷を要し、(158)それ以外の商榷を要し、(159)それ以外の商榷を要し、(160)それ以外の商榷を要し、(161)それ以外の商榷を要し、(162)それ以外の商榷を要し、(163)それ以外の商榷を要し、(164)それ以外の商榷を要し、(165)それ以外の商榷を要し、(166)それ以外の商榷を要し、(167)それ以外の商榷を要し、(168)それ以外の商榷を要し、(169)それ以外の商榷を要し、(170)それ以外の商榷を要し、(171)それ以外の商榷を要し、(172)それ以外の商榷を要し、(173)それ以外の商榷を要し、(174)それ以外の商榷を要し、(175)それ以外の商榷を要し、(176)それ以外の商榷を要し、(177)それ以外の商榷を要し、(178)それ以外の商榷を要し、(179)それ以外の商榷を要し、(180)それ以外の商榷を要し、(181)それ以外の商榷を要し、(182)それ以外の商榷を要し、(183)それ以外の商榷を要し、(184)それ以外の商榷を要し、(185)それ以外の商榷を要し、(186)それ以外の商榷を要し、(187)それ以外の商榷を要し、(188)それ以外の商榷を要し、(189)それ以外の商榷を要し、(190)それ以外の商榷を要し、(191)それ以外の商榷を要し、(192)それ以外の商榷を要し、(193)それ以外の商榷を要し、(194)それ以外の商榷を要し、(195)それ以外の商榷を要し、(196)それ以外の商榷を要し、(197)それ以外の商榷を要し、(198)それ以外の商榷を要し、(199)それ以外の商榷を要し、(200)それ以外の商榷を要し、(201)それ以外の商榷を要し、(202)それ以外の商榷を要し、(203)それ以外の商榷を要し、(204)それ以外の商榷を要し、(205)それ以外の商榷を要し、(206)それ以外の商榷を要し、(207)それ以外の商榷を要し、(208)それ以外の商榷を要し、(209)それ以外の商榷を要し、(210)それ以外の商榷を要し、(211)それ以外の商榷を要し、(212)それ以外の商榷を要し、(213)それ以外の商榷を要し、(214)それ以外の商榷を要し、(215)それ以外の商榷を要し、(216)それ以外の商榷を要し、(217)それ以外の商榷を要し、(218)それ以外の商榷を要し、(219)それ以外の商榷を要し、(220)それ以外の商榷を要し、(221)それ以外の商榷を要し、(222)それ以外の商榷を要し、(223)それ以外の商榷を要し、(224)それ以外の商榷を要し、(225)それ以外の商榷を要し、(226)それ以外の商榷を要し、(227)それ以外の商榷を要し、(228)それ以外の商榷を要し、(229)それ以外の商榷を要し、(230)それ以外の商榷を要し、(231)それ以外の商榷を要し、(232)それ以外の商榷を要し、(233)それ以外の商榷を要し、(234)それ以外の商榷を要し、(235)それ以外の商榷を要し、(236)それ以外の商榷を要し、(237)それ以外の商榷を要し、(238)それ以外の商榷を要し、(239)それ以外の商榷を要し、(240)それ以外の商榷を要し、(241)それ以外の商榷を要し、(242)それ以外の商榷を要し、(243)それ以外の商榷を要し、(244)それ以外の商榷を要し、(245)それ以外の商榷を要し、(246)それ以外の商榷を要し、(247)それ以外の商榷を要し、(248)それ以外の商榷を要し、(249)それ以外の商榷を要し、(250)それ以外の商榷を要し、(251)それ以外の商榷を要し、(252)それ以外の商榷を要し、(253)それ以外の商榷を要し、(254)それ以外の商榷を要し、(255)それ以外の商榷を要し、(256)それ以外の商榷を要し、(257)それ以外の商榷を要し、(258)それ以外の商榷を要し、(259)それ以外の商榷を要し、(260)それ以外の商榷を要し、(261)それ以外の商榷を要し、(262)それ以外の商榷を要し、(263)それ以外の商榷を要し、(264)それ以外の商榷を要し、(265)それ以外の商榷を要し、(266)それ以外の商榷を要し、(267)それ以外の商榷を要し、(268)それ以外の商榷を要し、(269)それ以外の商榷を要し、(270)それ以外の商榷を要し、(271)それ以外の商榷を要し、(272)それ以外の商榷を要し、(273)それ以外の商榷を要し、(274)それ以外の商榷を要し、(275)それ以外の商榷を要し、(276)それ以外の商榷を要し、(277)それ以外の商榷を要し、(278)それ以外の商榷を要し、(279)それ以外の商榷を要し、(280)それ以外の商榷を要し、(281)それ以外の商榷を要し、(282)それ以外の商榷を要し、(283)それ以外の商榷を要し、(284)それ以外の商榷を要し、(285)それ以外の商榷を要し、(286)それ以外の商榷を要し、(287)それ以外の商榷を要し、(288)それ以外の商榷を要し、(289)それ以外の商榷を要し、(290)それ以外の商榷を要し、(291)それ以外の商榷を要し、(292)それ以外の商榷を要し、(293)それ以外の商榷を要し、(294)それ以外の商榷を要し、(295)それ以外の商榷を要し、(296)それ以外の商榷を要し、(297)それ以外の商榷を要し、(298)それ以外の商榷を要し、(299)それ以外の商榷を要し、(300)それ以外の商榷を要し、(301)それ以外の商榷を要し、(302)それ以外の商榷を要し、(303)それ以外の商榷を要し、(304)それ以外の商榷を要し、(305)それ以外の商榷を要し、(306)それ以外の商榷を要し、(307)それ以外の商榷を要し、(308)それ以外の商榷を要し、(309)それ以外の商榷を要し、(310)それ以外の商榷を要し、(311)それ以外の商榷を要し、(312)それ以外の商榷を要し、(313)それ以外の商榷を要し、(314)それ以外の商榷を要し、(315)それ以外の商榷を要し、(316)それ以外の商榷を要し、(317)それ以外の商榷を要し、(318)それ以外の商榷を要し、(319)それ以外の商榷を要し、(320)それ以外の商榷を要し、(321)それ以外の商榷を要し、(322)それ以外の商榷を要し、(323)それ以外の商榷を要し、(324)それ以外の商榷を要し、(325)それ以外の商榷を要し、(326)それ以外の商榷を要し、(327)それ以外の商榷を要し、(328)それ以外の商榷を要し、(329)それ以外の商榷を要し、(330)それ以外の商榷を要し、(331)それ以外の商榷を要し、(332)それ以外の商榷を要し、(333)それ以外の商榷を要し、(334)それ以外の商榷を要し、(335)それ以外の商榷を要し、(336)それ以外の商榷を要し、(337)それ以外の商榷を要し、(338)それ以外の商榷を要し、(339)それ以外の商榷を要し、(340)それ以外の商榷を要し、(341)それ以外の商榷を要し、(342)それ以外の商榷を要し、(343)それ以外の商榷を要し、(344)それ以外の商榷を要し、(345)それ以外の商榷を要し、(346)それ以外の商榷を要し、(347)それ以外の商榷を要し、(348)それ以外の商榷を要し、(349)それ以外の商榷を要し、(350)それ以外の商榷を要し、(351)それ以外の商榷を要し、(352)それ以外の商榷を要し、(353)それ以外の商榷を要し、(354)それ以外の商榷を要し、(355)それ以外の商榷を要し、(356)それ以外の商榷を要し、(357)それ以外の商榷を要し、(358)それ以外の商榷を要し、(359)それ以外の商榷を要し、(360)それ以外の商榷を要し、(361)それ以外の商榷を要し、(362)それ以外の商榷を要し、(363)それ以外の商榷を要し、(364)それ以外の商榷を要し、(365)それ以外の商榷を要し、(366)それ以外の商榷を要し、(367)それ以外の商榷を要し、(368)それ以外の商榷を要し、(369)それ以外の商榷を要し、(370)それ以外の商榷を要し、(371)それ以外の商榷を要し、(372)それ以外の商榷を要し、(373)それ以外の商榷を要し、(374)それ以外の商榷を要し、(375)それ以外の商榷を要し、(376)それ以外の商榷を要し、(377)それ以外の商榷を要し、(378)それ以外の商榷を要し、(379)それ以外の商榷を要し、(380)それ以外の商榷を要し、(381)それ以外の商榷を要し、(382)それ以外の商榷を要し、(383)それ以外の商榷を要し、(384)それ以外の商榷を要し、(385)それ以外の商榷を要し、(386)それ以外の商榷を要し、(387)それ以外の商榷を要し、(388)それ以外の商榷を要し、(389)それ以外の商榷を要し、(390)それ以外の商榷を要し、(391)それ以外の商榷を要し、(392)それ以外の商榷を要し、(393)それ以外の商榷を要し、(394)それ以外の商榷を要し、(395)それ以外の商榷を要し、(396)それ以外の商榷を要し、(397)それ以外の商榷を要し、(398)それ以外の商榷を要し、(399)それ以外の商榷を要し、(400)それ以外の商榷を要し、(401)それ以外の商榷を要し、(402)それ以外の商榷を要し、(403)それ以外の商榷を要し、(404)それ以外の商榷を要し、(405)それ以外の商榷を要し、(406)それ以外の商榷を要し、(407)それ以外の商榷を要し、(408)それ以外の商榷を要し、(409)それ以外の商榷を要し、(410)それ以外の商榷を要し、(411)それ以外の商榷を要し、(412)それ以外の商榷を要し、(413)それ以外の商榷を要し、(414)それ以外の商榷を要し、(415)それ以外の商榷を要し、(416)それ以外の商榷を要し、(417)それ以外の商榷を要し、(418)それ以外の商榷を要し、(419)それ以外の商榷を要し、(420)それ以外の商榷を要し、(421)それ以外の商榷を要し、(422)それ以外の商榷を要し、(423)それ以外の商榷を要し、(424)それ以外の商榷を要し、(425)それ以外の商榷を要し、(426)それ以外の商榷を要し、(427)それ以外の商榷を要し、(428)それ以外の商榷を要し、(429)それ以外の商榷を要し、(430)それ以外の商榷を要し、(431)それ以外の商榷を要し、(432)それ以外の商榷を要し、(433)それ以外の商榷を要し、(434)それ以外の商榷を要し、(435)それ以外の商榷を要し、(436)それ以外の商榷を要し、(437)それ以外の商榷を要し、(438)それ以外の商榷を要し、(439)それ以外の商榷を要し、(440)それ以外の商榷を要し、(441)それ以外の商榷を要し、(442)それ以外の商榷を要し、(443)それ以外の商榷を要し、(444)それ以外の商榷を要し、(445)それ以外の商榷を要し、(446)それ以外の商榷を要し、(447)それ以外の商榷を要し、(448)それ以外の商榷を要し、(449)それ以外の商榷を要し、(450)それ以外の商榷を要し、(451)それ以外の商榷を要し、(452)それ以外の商榷を要し、(453)それ以外の商榷を要し、(454)それ以外の商榷を要し、(455)それ以外の商榷を要し、(456)それ以外の商榷を要し、(457)それ以外の商榷を要し、(458)それ以外の商榷を要し、(459)それ以外の商榷を要し、(460)それ以外の商榷を要し、(461)それ以外の商榷を要し、(462)それ以外の商榷を要し、(463)それ以外の商榷を要し、(464)それ以外の商榷を要し、(465)それ以外の商榷を要し、(466)それ以外の商榷を要し、(467)それ以外の商榷を要し、(468)それ以外の商榷を要し、(469)それ以外の商榷を要し、(470)それ以外の商榷を要し、(471)それ以外の商榷を要し、(472)それ以外の商榷を要し、(473)それ以外の商榷を要し、(474)それ以外の商榷を要し、(475)それ以外の商榷を要し、(476)それ以外の商榷を要し、(477)それ以外の商榷を要し、(478)それ以外の商榷を要し、(479)それ以外の商榷を要し、(480)それ以外の商榷を要し、(481)それ以外の商榷を要し、(482)それ以外の商榷を要し、(483)それ以外の商榷を要し、(484)それ以外の商榷を要し、(485)それ以外の商榷を要し、(486)それ以外の商榷を要し、(487)それ以外の商榷を要し、(488)それ以外の商榷を要し、(489)それ以外の商榷を要し、(490)それ以外の商榷を要し、(491)それ以外の商榷を要し、(492)それ以外の商榷を要し、(493)それ以外の商榷を要し、(494)それ以外の商榷を要し、(495)それ以外の商榷を要し、(496)それ以外の商榷を要し、(497)それ以外の商榷を要し、(498)それ以外の商榷を要し、(499)それ以外の商榷を要し、(500)それ以外の商榷を要し、(501)それ以外の商榷を要し、(502)それ以外の商榷を要し、(503)それ以外の商榷を要し、(504)それ以外の商榷を要し、(505)それ以外の商榷を要し、(506)それ以外の商榷を要し、(507)それ以外の商榷を要し、(508)それ以外の商榷を要し、(509)それ以外の商榷を要し、(510)それ以外の商榷を要し、(511)それ以外の商榷を要し、(512)それ以外の商榷を要し、(513)それ以外の商榷を要し、(514)それ以外の商榷を要し、(515)それ以外の商榷を要し、(516)それ以外の商榷を要し、(517)それ以外の商榷を要し、(518)それ以外の商榷を要し、(519)それ以外の商榷を要し、(520)それ以外の商榷を要し、(521)それ以外の商榷を要し、(522)それ以外の商榷を要し、(523)それ以外の商榷を要し、(524)それ以外の商榷を要し、(525)それ以外の商榷を要し、(526)それ以外の商榷を要し、(527)それ以外の商榷を要し、(528)それ以外の商榷を要し、(529)それ以外の商榷を要し、(530)それ以外の商榷を要し、(531)それ以外の商榷を要し、(532)それ以外の商榷を要し、(533)それ以外の商榷を要し、(534)それ以外の商榷を要し、(535)それ以外の商榷を要し、(536)それ以外の商榷を要し、(537)それ以外の商榷を要し、(538)それ以外の商榷を要し、(539)それ以外の商榷を要し、(540)それ以外の商榷を要し、(541)それ以外の商榷を要し、(542)それ以外の商榷を要し、(543)それ以外の商榷を要し、(544)それ以外の商榷を要し、(545)それ以外の商榷を要し、(546)それ以外の商榷を要し、(547)それ以外の商榷を要し、(548)それ以外の商榷を要し、(549)それ以外の商榷を要し、(550)それ以外の商榷を要し、(551)それ以外の商榷を要し、(552)それ以外の商榷を要し、(553)それ以外の商榷を要し、(554)それ以外の商榷を要し、(555)それ以外の商榷を要し、(556)それ以外の商榷を要し、(557)それ以外の商榷を要し、(558)それ以外の商榷を要し、(559)それ以外の商榷を要し、(560)それ以外の商榷を要し、(561)それ以外の商榷を要し、(562)それ以外の商榷を要し、(563)それ以外の商榷を要し、(564)それ以外の商榷を要し、(565)それ以外の商榷を要し、(566)それ以外の商榷を要し、(567)それ以外の商榷を要し、(568)それ以外の商榷を要し、(569)それ以外の商榷を要し、(570)それ以外の商榷を要し、(571)それ以外の商榷を要し、(572)それ以外の商榷を要し、(573)それ以外の商榷を要し、(574)それ以外の商榷を要し、(575)それ以外の商榷を要し、(576)それ以外の商榷を要し、(577)それ以外の商榷を要し、(578)それ以外の商榷を要し、(579)それ以外の商榷を要し、(580)それ以外の商榷を要し、(581)それ以外の商榷を要し、(582)それ以外の商榷を要し、(583)それ以外の商榷を要し、(584)それ以外の商榷を要し、(585)それ以外の商榷を要し、(586)それ以外の商榷を要し、(587)それ以外の商榷を要し、(588)それ以外の商榷を要し、(589)それ以外の商榷を要し、(590)それ以外の商榷を要し、(591)それ以外の商榷を要し、(592)それ以外の商榷を要し、(593)それ以外の商榷を要し、(594)それ以外の商榷を要し、(595)それ以外の商榷を要し、(596)それ以外の商榷を要し、(597)それ以外の商榷を要**

### N 92% (値し、世論調査の有効回答率)

1 2013年5月2日朝日新聞の世論調査の結果は、下記のとおりである。

質問：「以下のそれぞれの意見についてどう思いますか。」

「国政選挙の選挙区の一票の格差は、できるだけ小さくすべきだ」

回答：「強く賛成」 [42]  
「やや賛成」 [44]  
「やや反対」 [5]  
「強く反対」 [2]

(「甲社」)

- (1) 有効回答42+44+5+2=93%...①
- (2) 「強く賛成」(42%) + 「やや賛成」(44%) = 86%...②
- (3) 「強く反対」(2%) + 「やや反対」(5%) = 7%.....③
- (4) 「強く賛成」+「やや賛成」=有効回答の92% (=86%②+93%①)...④

即ち、有効回答の92%が、「国政選挙の選挙区の一票の格差は、できるだけ小さくすべきだ」に賛成である。

【世論調査の有効回答率の92%が、「国政選挙の選挙区の一票の格差は、できるだけ小さくすべきだ」に賛成】は、1945年～2011年の66年間の世論を考えると、**奇跡**である。

主権者は、2013年3月に連続して言渡された15個の「違憲」高裁判決と2個の「違憲状態」高裁判決により、「形式」「清き一票」、実質、「一票未満」という、「目くらしの魔法」から一気に目覚めた。

### V 立憲責任論

1 ① 米国連邦下院選のペンシルバニアState (州)に州し、事実は、米連邦を構成する州である。その「人口比例選挙」(=選挙区間の最大人口差: 1人=64万6372人(最大人口))と

② 日本衆議院(0増5減)改正法の非「人口比例選挙」(=選挙区間の最大人口差: 23万0574人 [ =58万1677人(新潟県16区) - 29万1103人(新潟県2区) ])は、**失文学的「大差」**である。

結論から言えば、日米間のこの「大差」の理由は、

- (1) 日本の最高裁の判決文が、投票価値の平等からの乖離を、投票価値の平等の立憲責任について、何らの記述もしていないことと
- (2) 1983年米国連邦最高裁の判決文(Karicher判決)が、当該立憲責任は、State(州)が負担すると記述していることとの違いである。

2(1) 米国連邦最高裁判決は、

① 投票価値の平等は、絶対ではない。

② 選挙区割り、投票価値の平等(=人口比例選挙)から乖離している場合、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の「立憲責任」を負う旨

他方で、日本国最高裁判決は、これまで、

① 憲法は、投票価値の平等を要

求めているが、それは、絶対ではない。

② 投票価値の平等は、立法裁量権の合理的な行使によって調整される旨

判示するに留まり、「選挙管理委員会が、「立法裁量権の行使に合理性があること」の「立憲責任」を負う旨判示していない。

(2) 即ち、日本国最高裁判決も、米国連邦最高裁判決も、「憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは絶対ではない」とする点では、既に、一致しているのである。

(3) 両者の違いは、

一方で、日本国最高裁判決が、「投票価値の平等からの乖離を生む立法裁量権の行使が合理的であること」の立憲責任は、選挙管理委員会(国)にある旨判示していること、

他方で、米国連邦最高裁判決は、「投票価値の平等(=人口比例選挙)からの乖離に合理性があること」の立憲責任は、選挙管理委員会(State)にある旨判示していること、との違いである。

3 (1) 東京高裁(憲法第一判例長)は、2013年3月に、「人口比例選挙からの乖離を生ぜしめた、立法裁量権の行使に合理性があること」の「立憲責任」は、国にある旨判示する「憲法的判決」を言渡した。

即ち、この高裁判決は、「立憲責任」の分配の論点で、1983年米国連邦最高裁判決と既に同一である。

(2) 福岡高裁(西二二判例長)も、2013年3月に、「人口比例選挙か

らの乖離を生ぜしめた、立法裁量権の行使に合理性があること」の「立憲責任」は、国にある旨判示する「憲法的判決」を言渡した。

即ち、この高裁判決も、「立憲責任」の分配の論点で、1983年米国連邦最高裁判決と既に同一である。

### VI 6個の人口比例選挙判決

下記のとおり、「憲法は、「できる限りの人口比例選挙」を要求している旨判示している判決」は、既に6個に達している。

- (1) 平成23年1月28日福岡高判(福岡民生裁判長)
- (2) 平成25年3月26日広島高判(山本元裁判長(片野好裁判長))
- (3) 平成25年3月25日広島高判(後藤厚子裁判長)
- (4) 平成25年3月26日名古屋高判(金沢文部判決(市川正日裁判長))
- (5) 平成25年3月18日福岡高判(西二二裁判長)
- (6) 平成25年3月6日東京高判(憲法第一判例長)

過去50余年間、選挙無効訴訟が繰り返されて今日まで、理由昭和30年代から今まで、50余年間、選挙無効訴訟が、途絶えることなく、提訴されてきた。キントスであるかの如くである。

その理由は、一重に、最高裁判所が、

① 憲法は、「できる限りの人口比例」に基づき選挙を要求している；

② 選挙区割り(人口比例)から乖離する場合、その乖離に合理性があること、の立憲責任は、国にある。

との「一重の違憲」を明示する判決を言渡さなかったからである。

### VII 最高裁は、「最大格差2倍1票」を採用しない

1 岩井伸晃最高裁判所調査官、小林宏司最高裁判所調査官執筆「衆議院議員定数削減最高裁大法廷判決の解説と全文」と題する論文(ジュリスNo.428, 2011.9.1 68～62頁)

同論文の61頁(脚注4)は、

「従来の最高裁判例において合憲性の判定における憲法の趣意に照準するべきであることは、この点に留意され、憲法の投票価値の平等の要求の制約となる要請として国会において創設された事案にその目的を正当化し得る合理性があるかが重要な観点として、1人別枠方式についてはその合理性に時間的限界がありこれによる格差を正当化し得る合理性は既に失われたと判断されたものであって、単に格差の最大のみならず、格差の縮小の観点から直ちに合憲・違憲の結論が導かれるものではない」と述べ、(本判決は、成憲最高裁憲法3条1項所定の区画論に基づき、「投票価値の平等に反しない合理的な格差を生ずるもの」として合憲性を判断しているが、これが最大格差2倍1票の趣意を合理的に考慮するべきであるものではないことも、その前提の提示の

### 意見広告

(シリーズ9-3)

内容等から明らかであるといえよ(2)。(強調引用者)

と記述する。

即ち、岩井伸晃最高裁判所調査官、小林宏司最高裁判所調査官は、

①「平成23年最高裁大法廷判決が、「最大格差2倍」を認めたものでないことを明言し、かつ

②「投票価値の平等」(即ち、「人口比例選挙」)での「投票価値の平等」)からの乖離がある場合、その「投票価値の平等」からの乖離を正当化し得る合理性があることが、必要である」と

上記論文は、「岩井伸晃最高裁判所調査官」[小林宏司最高裁判所調査官]との「最高裁判所調査官」の署名付き執筆署名)で、かつ「同論文は、同執筆者の個人的見解にすぎない」との断り書きもなく、「ジュリスNo.428, 2011.9.1」に掲載されたものである。したがって、同論文は、合議に出席している岩井伸晃最高裁判所調査官、小林宏司最高裁判所調査官の執筆によるものである以上、平成23年最高裁大法廷判決の法廷意見を構成した各最高裁判所裁判官の意見に沿っている、と解される。

又、同論文のジュリスト誌への掲載が、最高裁長官の了解なしに行われたとは、あり得ない。

### X 裁判官弾劾法

主権者有志は、ここで、司法の独立と憲法78条の「公の弾劾」の関係について、法律論を論ずる。

1 憲法78条(裁判官の身分保障)等(1) 憲法78条は、

「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふこととはできない。」(強調引用者)

と定める。

(2) 裁判官が「職務上の義務に著しく違反した場合は、裁判官弾劾法2条1号により、裁判官は、弾劾により、罷免される。

(3) 更に、憲法64条(弾劾裁判所)は、

「① 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。」

と定めている。

(4) 主権者は、「何人も、裁判官について弾劾による罷免の事由があると思考するときは、」(裁判官弾劾法15条)の「憲法により保障された主権者の権利として、裁判官弾劾法(以下、法ともいう)15条4項、4項に基づき、裁判官弾劾裁判所の訴追委員に対し、裁判官の罷免の訴追を請求できる(法15条1項、4項)。」

2 「故意」、「過失」の不存在

(1) 平成25年6月末日までは、日本中の全裁判官、全弁護士、全検察官、全法学者の誰一人、

①「[合理的期間の法理]及び/又は「事情判決の法理」を用いて、裁判所が「違憲状態」又は「違憲と判断済の国政選挙を「有効」と判決する行為は、憲法の趣意からの被弾である」と明言しなかったし、

②「[合理的期間の法理]及び/又は「事情判決の法理」を用いて、裁判所が「違憲状態」又は「違憲と判断済の国政選挙を「有効」と判決する行為は、憲法98条1項の明文に反する違法行為である」と論じなかった。

(2) 従って、平成25年6月末日以前の選挙無効請求裁判に関与した裁判所の判決言渡し行為について、裁判官の「故意」、「過失」が存在しないので、裁判官弾劾法上の問題が生じることとは、あり得ない。

3 9個の罷免訴追事件

裁判官弾劾法施行日(昭和22年11月20日)以降今日迄の66年間で、裁判官弾劾裁判所は、7件(7名)につき、「罷免」の判決を言渡した。

同7件(7名)の「罷免判決」のうち、1件(1名)の弾劾理由は、同法2条1号「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき。」の理由であった。

残余6件(6名)の弾劾理由は、同法2条2号「(その他職務の内外を問わず、裁判官として威信を著しく失うべき非行があったとき。)であった。

4 【司法の独立】

【司法の独立】とは、

① 最高裁判所裁判官国民審査、

② 国会の指名した内閣総理大臣の組閣する内閣の最高裁判所裁判官の任命、

③ 弾劾裁判制度、

④ 、「国民の意思の反映」(裁判官選出委員会公称ホームページ)を前提として、成り立っている。

即ち、「司法の独立」は、「国民の意思からの弾劾」を意味しない。弾劾から弾劾を、司法を「国民の意思」から弾劾させないための「憲法の仕組み」の一つである。

5 主権者の「裁判官弾劾訴訟請求権」

(1) 主権者有志は、

「仮に、下記①～③を裏付ける事実がある場合は、国民(主権者)は、下記①～③の3つの事実を弾劾の理由として、訴追委員会に対し裁判官弾劾訴訟を請求できる」と主張する。

① 「裁判官が「選挙人」の主たる主張たる「主権者の多数決論」に対して合理的な根拠を示して表示することなく、「選挙人」の「主権者の多数決論」を否定して、

(1) 憲法は、「できる限りの人口比例選挙を要求していること」及び

(1) 現行の選挙区割りの定め(1)の主張「立憲責任は、国が負担すること」

の2つの事項を判決文に記述しない行為が、憲法99条、76条3項、98条1項、民訴法2条、行政事件訴訟法7条に違反する「職務上の義務に著しく違反する行為であること」。

② 裁判官が「違憲状態」と自ら判断済の選挙を、「合理的期間の法理」を用いて、憲法98条1項の明文どおり「その効力を有しない」と判決し、その判決言渡し行為が、憲法99条に違反する「職務上の義務に著しく違反する行為であること」。

③ 裁判官が「違憲と自ら判断済の選挙を、「事情判決の法理」を用いて、憲法98条1項の明文どおり「その効力を有しない」と判決し、その判決言渡し行為が、憲法99条に違反する「職務上の義務に著しく違反する行為であること」。

(2) 憲法前文第2文は、

「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」(強調引用者)

と明記する。

司法は、国政(行政、立法、司法)の三本柱の一つである。

憲法によれば、主権者(国民)は、司法権を裁判官に信託している。

憲法によれば、主権者(国民)は、司法権という国家権力を裁判官に信託した主権者であり、裁判官は、主権者(国民)から司法権という国家権力を受託した受託者である。

(3) 憲法は、

「司法権という国家権力を主権者から受託した裁判官が、その職務上の義務に著しく違反した場合は、

【司法権という国家権力を裁判官に信託した主権者】が、[職務上の義務に著しく違反した裁判官]を公に弾劾する権利(=裁判官弾劾訴訟請求権(裁判官弾劾法15条1項、4項))を有すること

を保障している(憲法78条、64条)。

(4) ① 憲法の保障する「国民の主権者としての、選挙制度への参加」、

② 憲法の保障する「国民の主権者としての、最高裁判所裁判官国民審査制度への参加」、

③ 必要とあれば、憲法の保障する「国民の、主権者としての、裁判官弾劾制度への参加」によって、

日本国民一人一人が、「国民が、主権者であること」の意を自らの手で掴み取り、「国民主権」を自らの細胞の中にDNAとして埋め込んで行くこととなる。

### X 国家賠償法

主権者有志は、ここで、裁判官として、仮に、選挙無効訴訟の裁判官の判決言渡し行為が違法行為であったと仮定し、その場合の国の国家賠償法上の責任について、法律論を論ずる。

1 国賠法1条1項

(1) 国賠法1条1項は、

「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と定める。

(2) 裁判官は、国賠法上、判決言渡しという国家権力の行使を行う公務員であると解され、裁判官は、故意又は過失によって、職務上の義務に違反して、判決を言渡し、そのために他人に損害を与えた場合は、国賠法1条1項により、国は、これを賠償しなければならない。

(3) 国会議員の立法不作為の事案で、平成17(2006)年9月14日最高裁大法廷判決(在外邦人選挙権等請求事案は、1人当り5000円の慰謝料)を認めた。

2 「故意」、「過失」の不存在

ここで、裁判官の「故意」、「過失」の論点について議論しよう。

(1) 平成25年6月末日までは、日本中の全裁判官、全弁護士、全検察官、全法学者の誰一人、

①「[合理的期間の法理]及び/又は「事情判決の法理」を用いて、裁判所が「違憲状態」又は「違憲と判断済の国政選挙を「有効」と判決する行為は、憲法の趣意からの被弾である」と明言しなかったし、

②「[合理的期間の法理]及び/又は「事情判決の法理」を用いて、裁判所が「違憲状態」又は「違憲と判断済の国政選挙を「有効」と判決する行為は、憲法98条1項の明文に反する違法行為である」と論じなかった。

(2) 従って、平成25年6月末日

以前の選挙無効請求裁判に関与した裁判所の判決言渡し行為について、裁判官の「故意」、「過失」が存在しないので、国賠法上の問題が生じることとは、あり得ない。

3 裁判官の職務上の義務の内容

主権者有志は、

「もし、仮に、裁判官が、選挙無効訴訟に、

①「選挙人」の主たる主張たる「主権者の多数決論」に対して合理的な根拠を示して表示することなく、「選挙人」の「主権者の多数決論」を否定して、

① 憲法は、「できる限りの人口比例選挙を要求していること」及び

②「[現行の選挙区割りの定め(1)の主張「立憲責任は、国が負担すること」

の2つの事項を判決文に記述しない、

③「[合理的期間の法理]を用いて、本件選挙を「違憲無効」と判決しない、及び/又は

④「[事情判決の法理]を用いて、本件選挙を「違憲無効」と判決し、

と仮定すると、それは、裁判官の職務上の義務(①憲法99条の憲法遵守・誠実義務及び②判決を言渡す義務(①国賠法76条9号、②国賠法1条1項、③国賠法1条1項、④民事訴訟法、⑤行政事件訴訟法7条))に違反する、と主張する。

以上

あなたの選挙権が何票の価値かチェックしてみましょう。 <http://www.ippyo.org/>

一人一票 検索

お問い合わせ) ippyo@ippyo.org Fax:03-3780-3221  
 合わせ) EmailとFaxのみで受け付けております。  
 連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議